

令和5年5月31日
子ども・若者部子ども家庭課

令和5年度低所得の子育て世帯生活支援特別給付金について

1 主旨

令和5年3月28日、国は物価高騰が続いている状況を受け総額2兆円強の追加策をまとめ、令和4年度の予備費を充てる予算措置を閣議決定した。このことを受け、食費等の物価高騰の影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対して、特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活支援を行うこととし、全額国庫負担の区の自治事務として「低所得のひとり親世帯」及び「その他低所得の子育て世帯」に対する給付金を支給する。

2 事業概要

(1) 支給対象者

【A】児童扶養手当受給者等（低所得のひとり親世帯）

【B】【A】以外の「令和4年度低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（その他低所得の子育て世帯）」受給者

【C】令和5年1月以降、物価高騰の影響を受けて収入が減収した子育て世帯等（家計急変） 出生等新規児童手当受給者で非課税を含む

(2) 対象児童

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）

(3) 支給対象児童数（見込み）

15,215人

（内訳）低所得のひとり親世帯 4,268人（【A】3,925人【C】343人）

その他低所得の子育て世帯 10,947人（【B】9,967人【C】980人）

(4) 支給額

対象児童1人につき5万円（国制度）

(5) 支給方法

上記【A】のうち、令和5年3月分の児童扶養手当受給者は、申請書の提出は必要なく、受給者の児童扶養手当振込口座に振り込む（積極支給）。公的年金等を受給しているため児童扶養手当を受給できない者は、申請書を審査し、支給要件を満たす場合は支給する。

上記【B】の令和4年度給付金（その他低所得の子育て世帯）受給者には、令和4年度給付金支給口座に振り込む（積極支給）。

上記【C】の支給対象者（家計急変世帯。出生等新規児童手当受給者で非課税世帯含む）は、申請書を審査し支給要件を満たす場合は支給する。

（6）予算額

事業費は以下を見込む。

| | |
|----------|-----------|
| 補正予算額 | 841,904千円 |
| （内訳） 給付金 | 760,750千円 |
| 事務経費 | 81,154千円 |

ともに全額国庫補助（10/10）

上記補正予算額については、低所得の子育て世帯に対し速やかに給付金を支給するために地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分を行い、令和5年第1回臨時会で専決処分の報告をした。

3 対応

（1）令和5年4月27日に積極支給対象者（児童扶養手当受給者及び令和4年度給付金（その他低所得の子育て世帯）受給者）へ通知を発送した。

（2）令和5年5月9日に上記対象者へ積極支給を開始した。

（参考）積極支給対象者（令和5年5月9日支給実績）

ひとり親世帯分 2,399世帯（対象児童数 3,358人）

（金額） 167,900,000円

その他世帯分 5,665世帯（対象児童数 9,244人）

（金額） 462,200,000円

4 今後のスケジュール（予定）

6月下旬 【A】の申請が必要な支給対象者へ案内通知等送付以降随時、申請受付を行う。

7月下旬 申請による支給を開始する。

9月下旬 子ども等医療証一斉更新時、周知用2次元コードを印字した封筒により医療証を送付する。

令和6年2月29日 申請期限